



議 題

報道機関 各位

記者発表資料

平成23年5月13日(金)

問い合わせ先：資源循環政策課

担当：蓮見 篤史

電話：829 1337

内線：3156

路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域を追加指定します

本市では、環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりを推進するために、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を平成19年6月1日より施行しています。

条例に基づき、現在、大宮、浦和、南浦和の3駅周辺を路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域に指定しておりますが、このたび、路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域を追加指定し、これら区域において重点的な取組みを行うことにより、「安心、安全できれいなまちづくり」のさらなる推進を図ります。

1 追加指定場所

宮原駅、東大宮駅、北浦和駅、武蔵浦和駅周辺（別紙区域図参照）

2 指定日

平成23年6月1日(水)

3 行為の制限

- ・路上喫煙禁止区域では、路上での喫煙を禁止します。
- ・環境美化重点区域では、空き缶等のポイ捨てを禁止します。

4 罰則

措置命令に従わない場合は、3万円以下の過料を科します。
なお、実際に徴収する過料の額は、2,000円となります。

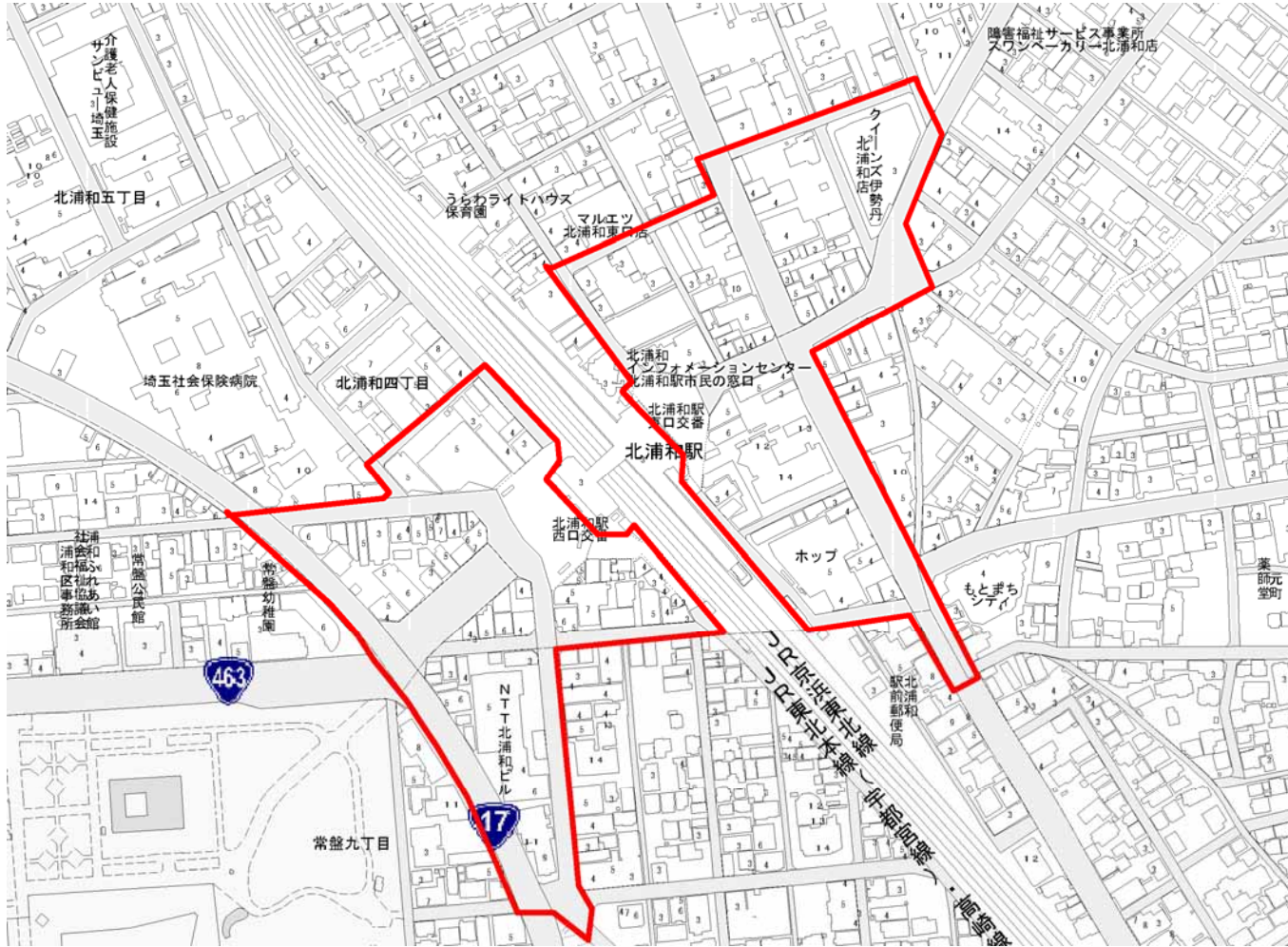
5 今後の主な取組み

- (1) 環境美化指導員による指定区域内における巡回パトロールの実施
- (2) 駅頭キャンペーンの実施
- (3) 駅構内におけるポスターの掲示等、積極的な広報・啓発活動の実施

宮原駅周辺 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域図



北浦和駅周辺 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域図



武蔵浦和駅周辺 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域図

